

津山郷土博物館だより「つはく」

縁博 TSUHAKU

2025.08

No.125

トピックス

- 博物館実習を受け入れました
- 友の会総会を開催しました
- 表紙の写真について
- ミニ企画展「博物館探検II」開催中
- 特別展
「歴史友好都市縁組40周年・30周年記念－土庄町と可児市と津山」を開催します

研究ノート

- 津山藩の目明(めあかし)三巴(みつどもえ)初五郎
－「町奉行日記」の記述から－

綱澤 広貴

博物館実習を受け入れました

7月24日(木)から8月1日(金)まで、大学生の博物館実習を実施しました。

博物館の学芸員になるには大学で単位を取得しなければいけませんが、そのなかに、実際に博物館で、学芸員の業務を実習することも含まれています。当館ではその博物館実習を毎年受け入れており、今年は鳥取大学と尾道市立大学から各1名の学生が、実習に参加しました。約1週間、和綴じ資料の修復や資料の写真撮影、資料目録作成など慣れない博物館業務を学ぶため、汗をかきながら一生懸命、真面目に実習に取り組んでいました。



和綴じの修復実習

慣れない作業に苦労していました



資料の写真撮影

なかなか思った通りに撮れず、四苦八苦していました

友の会総会を開催しました

7月30日(水)、当館研修室にて令和7年度友の会の総会を開催しました。会員の皆様、今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

友の会会員の募集は隨時おこなっていますので、興味のある方は郷土博物館までお問い合わせください。

詳しくは当館HP>友の会に掲載してあります。

URL <https://tsu-haku.jp/untitled46.html>



総会の様子

表紙の写真について

現在では出来なくなった吉井川への飛び込み風景。当時、今津屋橋上流には遊泳場がありました。背景の津山市八出の桃山に「優良百貨岡山天満屋」の看板がみえます。「天満屋」はもと「天満屋呉服店」といい、昭和3年(1928)に「株式会社 天満屋」となりました。また、写っている今津屋橋は昭和9年の室戸台風で流された木造橋であることから、昭和3~9年の風景であることがわかります。



表紙写真 桃山看板 拡大

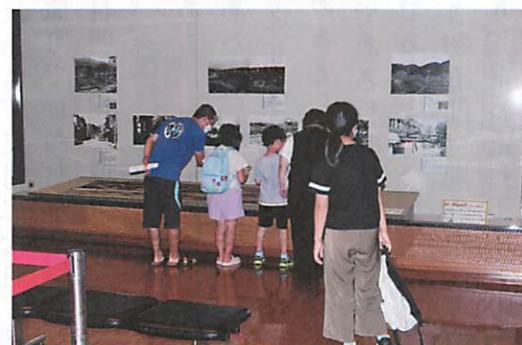


表紙写真 今津屋橋 拡大

ミニ企画展「博物館探検Ⅱ」開催中

夏休みにあわせて、今年も「博物館探検」を開催しています。今回の目玉は3階に展示している津山市の鳥瞰図です。これは大正から昭和初期に活躍した鳥瞰図画家吉田初三郎が昭和11年(1936)頃の津山周辺を描きました。横約3.4㍍、縦約1㍍の大きな作品で、津山城跡を中心に、衆楽園や美作三湯などが描かれています。1階から3階まで4つの問題を解いていただく趣向で、探検の対象は小学生ですが、大人の方も頭をひねる姿が見受けられます。

会期は7月19日(土)から9月28日(日)まで。皆さんの挑戦をお待ちしております。



企画展 見学風景

令和7年度特別展

「歴史友好都市縁組40周年・30周年記念 土庄町と可児市と津山」を開催します

歴史友好都市縁組を結んでいる可児市・土庄町との関係について、それぞれ津山藩主の森家と松平家の軌跡から紐解きます。

このほか、森忠政書簡や小早船図、大坂の陣図などを展示予定です。

会期は10月18日(土)から11月24日(月)までです。



小豆島絵図(当館蔵)

研究ノート

めあかし みつともえ

津山藩の目明 三巴初五郎——「町奉行日記」の記述から——

綱澤 広貴

はじめに

津山藩の目明については、既に基盤的分析が行われている。『津山市史 近世II』では、目明が町奉行の支配下にあり、同心組の下に位置すること、當時三人の目明が任命され、内一名が小頭であつたこと、あくまで町人身分であつたことなどが明らかにされた^①。

また、尾島治氏は一八世紀の目明を分析し、目明の職務内容を整理したうえで、下吟味口書の作成や、同心を伴わない単独での罪人の追跡など、一定の権限が存在したこと、目明が同心の業務そのものを補完していることなどを指摘した。そのうえで、江戸の目明が同心に私的に雇用された存在であるのに対し、津山藩では形式上藩から扶持を支給されており、藩役人の末端として存在したことを明らかにした。江戸とは異なる津山藩独自の目明のあり方を明確に示した^②。

津山藩の歴史上、目明は入れ替わりが激しいため、非常に多くの目明がいた。本稿ではそのなかでも、特に個性的な三巴初五郎（以下、初五郎）に着目し、当時の社会状況や藩政の特色と関連付けて分析する。使用する史料は、津山松平藩文書（愛山文庫）のうち「町奉行日記」であ

る。この史料は、長年にわたり当館の芸員が翻刻を進めているもので、本稿はそうした成果を活用したものである。翻刻したものは現在までに三冊が刊行され、当館ホームページからも過去の出版分の大部を閲覧できる。興味がある方は是非ご一読いただきたい。

1. 初五郎の初登場、そして出奔

管見の限り、初五郎が初めて「町奉行日記」に登場するのは、寛政二年（一八〇〇）四月二日条である。初五郎はこのとき、まだ目明ではない。史料にはつぎのようにある。三月二七日、初五郎は新魚町河原町で行われた芝居興行において、当時の目明を相手取って「難言」に及んだ

という。「難言」には、非難の言葉という意味がある^③。目明と口論になつたということであろう。町奉行はこの出来事を「軽き場合之ものニ而も役人へ対して不敬之至」であるとしている。下級役人とはいえた。役人である目明に対し、町人の初五郎は不敬であると述べたのである。さらに、このとき初五郎は別件により謹慎中の身でもあり、重ね重ね不届きであるとも述べている。これにより初五郎は手錠を付けられたまま、一〇日間の「追込」（謹慎）

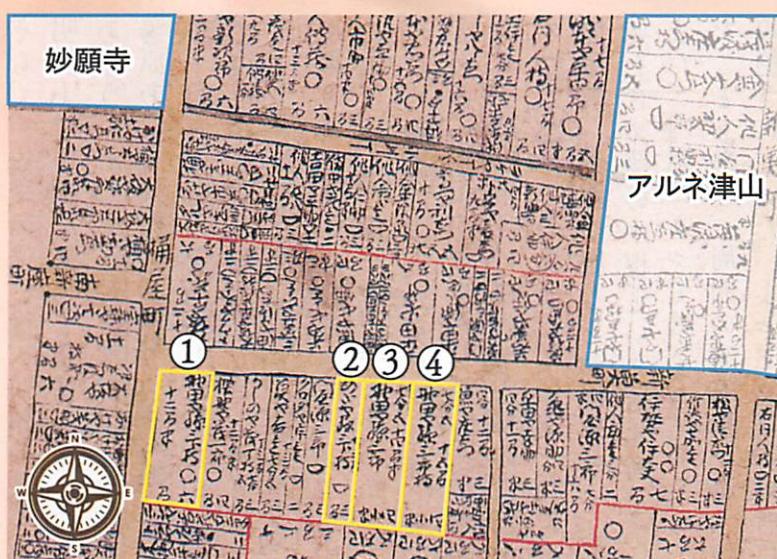
処分となつた。このように、「町奉行日記」への初めての登場は決して良いものではない。

次の登場は、四年後の文化元年（一八〇四年二月一八日条である。「享和三年 視河原博奕 付出奔 新魚町三ツ巴初五郎」とある。記事の前年にあたる享和三年（一八〇三）に視河原（現在の材木町南端）で博奕に参集し、逃げて行方をくらました。おそらく逮捕を恐れてのことであろう。その後、藩は初五郎を含めた二人を捜索したが、際限がないためいずれの者も「除帳」という処分が下る。「除帳」とは津山藩領の領民として登録されている帳簿から除くということであり、初五郎はこのとき津山藩領の領民ではなくつた。

2. 目明への召し抱え

出奔してから音沙汰が無かつた初五郎だが、三年後の文化二年（一八〇五）二月六日、突然津山に戻つてくる。藩はこのとき、初五郎を手鎖のうえで組合預けに申し付け、その後五〇日の夫役（強制労働）に申し付けている。三年前の博奕参集と出奔に対する处罚であろう。

また、初五郎の帰津は新魚町の野田屋



【図①】

孫三郎から報告されている。出奔前に初五郎が借屋していたのが野田屋であった。この野田屋の屋敷は天明元年頃作成とされる家割図から確認できる^④。左の【図①】がその該当部分である。時期のズレはあるが、新魚町に野田屋孫三郎の所持した物件は四軒ある(図中の黄①～④)。現在のアルネ津山がある場所の南側の筋に初五郎が借屋していたことが分かる。そのうち③以外は「野田屋孫三郎持」とあり、③は「持」が付かない。よって、③は本宅ではないかと思われ、初五郎は①②④のいずれかに借屋していたのではないだろ

うか。

次に、初五郎の目明としての召し抱えの過程について確認する。初五郎が帰津へ連れ帰ったという記事がある。目明は月二四日である。その約五ヶ月後の同年閏八月一日には、盜人嘉平を初五郎宅召し捕らえた者を自宅へ連れ帰り、事前の尋問などを行つた。よってこのとき、

初五郎は目明に類する職務に従事していることが窺える。そして、文化四年三月二六日条には「去丑(文化二年)十一月目明頭役申付置」とあり、一ヶ月には目明

頭になつていることが分かる。初五郎は、夫役を解かれて、五ヶ月後には目明に類する職務に従事し、七ヶ月後には目明頭を申し付けられている。そもそも、目明

頭とは、数人の目明のなかから一名が任命される小頭であり、このときも既に小文字屋多兵衛が目明頭であった。それにもかかわらず、初五郎は目明頭となり、異例の小頭二名体制となつた。

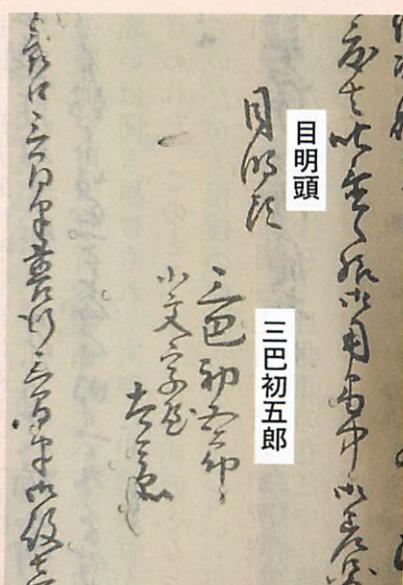
出奔前から素行不良で、なおかつ直前まで処罰をうけていた初五郎が、こうして異例の人事によつて目明頭となつたことについては、まさに「毒を以て毒を制す」というような、特殊な役割を期待されていたことが推察可能であろう。一八世紀後半以後、盜賊や無宿人が全国的な問題となり、江戸幕府による人足寄場の設置や関東取締出役の創設などは関東一

円の治安維持政策として広く知られていく。もちろん、津山でも同様に問題となつております。

おり、相次いで盜賊・無宿人を取り締まる法令が領内に出されている^⑤。この後、城下町の取り締まりに初五郎も活躍していくことになる。

3. 盗賊佐平の捕縛一件

ここでは、初五郎が活躍したひとつの事件についてみていく。文政元年(一八一八)まで、久世(真庭市久世)には幕府領を支配する幕府代官所が置かれていた。文化三年二月五日の記事によると、久世代官所の目明より、津山藩の目明頭宛に書状が届いた。書状は、これまで(搜索を)依頼されていた盗賊の心当たりが久世山方にあり、早々に久世まで来るよう、という趣旨であった。これを受け、初五郎は手下を連れて久世へ向かった。この盗賊というのは、去年内山下へ忍び込んだ盗賊であり、佐平という名である。お



そらく、佐平の逃亡後、情報の共有を目明同士で領地を越えて依頼していたのであろう。そして、初五郎は情報を頼りに湯原あたりで佐平を発見し召し捕らえた。佐平は良い脇差を持っていたが、残りの盗品は質入れしていた、とある。その後、佐平を日木村（真庭市日木）近辺で一度取り逃がすことになる。そして、山中に逃げ込んだ佐平を、手下が出払つていたため初五郎本人が再び召し捕らえた、とある。以上が佐平召し捕らえの顛末である。内山下とは津山城内堀の内側を指す【図②】。この場所は、藩主一門や重臣の屋敷、米蔵や廐などが密集しており、城を含め藩の中核といえる場所である。また、内堀によって城下と区切られていたこともあり、周囲の武家地や町人地と隔離されていた。よって、この場所に盗みに入り逃亡した盗賊佐平は藩にとつて大罪人であったといえる。初五郎は、幕府領の目明とネットワークを有しており、久世の山中に逃亡していた佐平を見事発見している。さらに、初五郎本人が盜賊を捕縛していることから、腕っ節の良さも垣間見える。史料の最後には、佐平を捕縛して連れ帰った初五郎に対し、「骨折候段及賞詞」と記しており、その功労を褒め称えたことが分かる。

一方、やはり素行面には不安があつた。佐平を見事に捕らえた一〇か月後の文化三年一二月、目明頭の兩人を退役とする

か否か、議論が巻き起こる。その理由は博奕について「風聞不宜」というものであつた。結果、兩人は「叱り」の処分とすることが決定された。「叱り」は口頭での注意であり、最も軽い処分に落ち着いた。その理由は、兩人は「盜賊方^{二者}用立候も者であり、跡役もいないとのことであり、つままりは盜賊の取り締まりに役立つた。この処分理由からは、この時期の目明頭が、容易に代えがきかない存在である。内山下とは津山城内堀の内側を指す【図②】。この場所は、藩主一門や重臣の屋敷、米蔵や廐などが密集しており、城を含め藩の中核といえる場所である。また、内堀によって城下と区切られていたこともあり、周囲の武家地や町人地と隔離されていた。よって、この場所に盗みに入り逃亡した盗賊佐平は藩にとつて大罪人であったといえる。初五郎は、幕府領の目明とネットワークを有しており、久世の山中に逃亡していた佐平を見事発見している。さらに、初五郎本人が盜賊を捕縛していることから、腕っ節の良さも垣間見える。史料の最後には、佐平を捕縛して連れ帰った初五郎に対し、「骨折候段及賞詞」と記しており、その功労を褒め称えたことが分かる。

4. 初五郎のあれこれ

ここでは、目明ではなく町人としての初五郎について、様々な点から検討した



【図②】

奉行は上役の大目付から目明頭の「着服」について内々の指示を受け、目明頭へ申し付けた。その内容は「目立候着服不相成候段」というものである。つまりは、目明頭の派手な衣類の禁止である。目明頭はこのとき小文字屋多兵衛と初五郎の二名であるが、ふたり若しくはどちらか一方が派手な衣類を着ていたのだろう。初五郎は「河本屋」を名乗つており、「三巴」は異名である。本来ならば河本屋初五郎と呼称されるはずである。この異名は派手な着服、つまりは三巴の絵柄の衣類を着用していたところから付けられたのではないか人物でもあつた。

相撲興行と旅籠屋経営 文化三年八月七日、初五郎は徳守宮に対し「心願」があるという理由で、境内での花相撲興行の開催を町奉行所に願い出ている。この願いは聞き届けられ、実際に相撲興行が行われた。このとき、すでに目明頭となっていたが、相撲の興行主となっていた。加えて、同年二月一七日、自身が所持していた旅籠屋株を、目明頭の在任中に限り伏見町の借屋人藤屋平三郎に貸し渡している。目明頭の職務があるため貸し渡しているが、本来は旅籠経営も行っていたことが分かる。なお、同年一一月一九日には双方の合意のもとで旅籠屋株を取り戻している^⑤。

借用金の滞納 文化三年八月五日、原村の百姓佐七が、初五郎が押借銀を滞納

三巴の由縁 文化三年四月二八日、町

したとして出訴している。佐七曰く、寛政一二年（一八〇〇）三月金毘羅宮の参詣の際に、銀六八匁を貸し渡した。しかし其後返済はなく享和三年（一八〇三）七月に催促したところ、銀札三〇匁を返済したという。その後さらに返済は滞り、元金と利息で銀一七〇匁余が未返済であるため、返済を求めて出訴した、というものである。このとき、原村は津山藩領ではなく幕府領であつたため、佐七は幕府代官の手代二名の添簡も持参している。この添簡の存在もあつたのであろうか、町奉行は早急な対応を見せ、翌日六日に初五郎と佐七を呼び出し、早期の返済を申し付けている。そして七日には全額返済されたと町奉行に報告されている。再三の催促にも関わらず拝借銀を五年余り滞納したことから、初五郎の役人らしからぬ性格を読み取ることができる。

5. 出奔と捕縛

これまでみてきたように初五郎は素行面を問題視されながら、その働きぶりから、大目にみられた節がある。しかし、文化四年三月二十五日、ついに藩は初五郎を取り締まる。誕生寺での博奕に参会したとして初五郎を含め四人の者を取り締まつた。翌二六日、初五郎は処罰が下るまでの間、ひとまず「組合預」が申し付けられ、同町の者のもとで謹慎となつた。しかし、同日、初五郎は謹慎中であ

りながら、病を理由として目明の解任を願っている。この願いに対し町奉行は、結果としては、禁足で謹慎が仰せ付けられる。永牢は免れたが、外出を禁じる禁ることもあるため早々に解任すべきである、とする。

こうして、藩内で目明解任が議論され始めるなか、翌二七日夜、初五郎は再び出奔する。町奉行が上役から初五郎の解任を申付けられた直後のことであった。町奉行は厳しく追跡するよう申し付けている。

初五郎の足取りが分かるのは、出奔から約八〇日後のことである。同年六月一六日、町奉行は初五郎の妹聰が湯郷出身の者で、倉敷村（現在の林野）の者へ借屋していること、そして、そこには初五郎の妻が居ることを聞き、妻を捕らえて津山へ連れ帰らせた。このとき、初五郎本人の姿はなかつたが、後の一〇月七日に初五郎はやはり倉敷村に居ることが知れ、捕縛されている。

ただし、大年寄の報告によれば、初五郎は病気であり少し快気させてから九日に津山へ連行されている。そして、津山においては、手錠のまま「組合預」とされる。具体的な処罰については、下されるまで時間がかかっている。処罰の議論がなされるのは翌年五月二六日である。町奉行は初五郎を宥免しては「町中害」にもなるため、しばらく牢舎に申し付けられ

おわりに

以上、目明頭 三巴初五郎について、「町奉行日記」に登場する記事からその半生を紹介した。最後に、初五郎の遭遇を通じて、町奉行による治安維持政策の推移について考えてみたい。

目明になる前の初五郎は町人としても問題だらけであった。にもかかわらず、夫役刑を終え、わずか七ヶ月ほどで目明頭に登用される。しかも、目明頭が二名いるという異例の体制であった。この背景には、盜賊問題の頻発があったと考えられる。寛政一二年二月には「盜賊沙汰」の増加により、目明の更廻り（夜警）が強化された。治安悪化への対応を目明の職務拡大によつて図つたといえる。同時に、「夜扶持」と呼ばれる更廻りの特別手当も導入されている。初五郎の登用・頭二名体制はこうした治安悪化対策の延長線上にあり、「毒を以て毒を制す」ための目明が期待された結果であったといえる。

他方、初五郎が最後に出奔してわずか二日後の文化四年四月八日には、目明に旅籠屋の宿泊者一人につき頭銭三錢の徴収権

るべき者と聞いていいるとする。そのうえで永牢（終身刑）の議論がされはじめる。結果としては、禁足で謹慎が仰せ付けられる。永牢は免れたが、外出を禁じる禁足となり、初五郎は自由を奪われることになった。

【表】文化11年頭錢徵収状況

月	旅人数	頭 錢	出 典
12月	2152	6貫456文	正月3日条
正月	1019	3貫57文	3月6日条
2月	2216	6貫640文	3月6日条
3月	2592	7貫776文	4月7日条
4月	2608	7貫824文	6月1日条
5月	1482	4貫448文	6月1日条
6月	1367	4貫101文	8月5日条
7月	1498	4貫494文	8月5日条
8月	1540	4貫620文	9月4日条
9月	1305	3貫915文	10月5日条
万人講	1719	5貫160文	11月1日条
10月	3520	10貫560文	11月1日条
万人講	5327	15貫981文	11月21日条
11月	5315	15貫942文	12月1日条
合 計	33660	100貫974文	—

〔出典〕「町奉行日記」文化11年(愛山文庫E6-145)より作成、拙稿「津山藩の目明と幕府法令」(註⑨)より転載。

が与えられた。時期からして初五郎の出奔を契機として導入されたとみて良いだろう。「盜賊方^{二者}用立候もの」であった初五郎の出奔を契機として、個人の資質ではなく目明の権限そのものを拡大することで治安の強化を図つたのである。このときから津山城下に宿泊する旅人は目明に把握され、目明は旅籠屋へも自由に出入り出来るはずであるから、目明の影響力が拡大する大きな変化であった。また、【表】は文化一一年(一八一四)の頭錢の徵収状況である。毎月の徵収に加え、津山城下に多くの人々が集まる万人講の際に頭錢が徵収された。その総額は錢一〇〇貫を越えている。これは金二五両に相当するもので、大幅な目明の待遇改善が行われたことが分かる。この制度は治安維持政策と目明への手当拡大を一石二鳥に実現する政策であり、城下町支配にとっても大きな転機であった^⑨。こうした目明をめぐる政策転換の背景には三巴初五郎の活躍、そして出奔があつたのである。

①『津山市史 第四巻近世II・松平藩時代』(津山市、一九九五年)。

②尾島治「津山城下町の目明」『津山松平藩町奉行日記』から』(『博物館だより 津博No.70』津山郷土博物館、二〇一一年)。

③『日本国語大辞典』「難言」。

④『津山城下町町人地家割図』(当館蔵)その年代比定については乾康二「津山城下町町人地方家割図」について(『博物館だより 津博No.47』津山郷土博物館、二〇〇五年)に詳しい。

⑤『津山市史 第四巻近世II・松平藩時代』のうち「無宿者の取り締まり」(一七五頁から一七八頁)。及び、『岡山県史 第一十五巻 津山藩文書』所収「郷中御条目一二」のうち「盜賊・放火・殺害」(六三七頁)六四九頁)。

⑥同年三月二二日には、目明頭小文字屋多兵衛も所持していた旅籠屋株を貸し渡しており、目明の職務と旅籠屋が密接に関係していることが分かる。

⑦金一両がおよそ銀六〇匁である。金一両は蕎麦の価値で算出すれば現在価値で一二万円ほど、長屋の賃料で換算すれば一八万円ほどとの試算がある(『江戸の錢勘定』(洋泉社、二〇一七年))。

⑧初五郎を預かっていた組合の者は謹慎処分に、年寄はきつく注意を受けている(「町奉行日記」文化四年四月八日条)。

⑨この時期の目明については拙稿「津山藩の目明と幕府法令」(京都府立大学三七公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究)に詳しい。



博物館だより「つはく」
No.125 令和7年8月31日

[編集・発行] 津山郷土博物館

〒708-0022 岡山県津山市山下92
Tel (0868) 22-4567 Fax (0868) 23-9874
E-mail tsu-haku@tvt.ne.jp

[印 刷] 有限会社 弘文社

津山市は、津山松平藩の槍印で剣大といい、現在津山市の市章となっています。



入館のご案内

〔開館時間〕午前9:00～午後5:00

〔休館日〕毎週月曜日・祝日の翌日



ホームページ Facebook

年末年始(12月29日～1月3日)・その他

〔入館料〕一般…300円(30人以上の団体の場合240円)

高校・大学生…200円(30人以上の団体の場合160円)

65歳以上…200円(30人以上の団体の場合160円)

中学生以下・障害者手帳を提示された方は入館料が無料です